

## 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- (1) 基本財産及び特定資産の明細
- (2) 引当金の明細

以上については、「財務諸表に対する注記」に記載しているため、貸借対照表及び損益計算書の附属明細書は作成していない。